

# 福岡県公報

令和 8 年 6 月 23 日  
第 705 号

## 目 次

### 告 示 (第420号 - 第429号)

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部の解除 (水・大気環境課) …………… 1
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (水・大気環境課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

### 公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 4
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …………… 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 10
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 11
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 11

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 11
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 12
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 12
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更 (住宅計画課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 12
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 12
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 13

### 公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施について (警察本部交通指導課) …………… 13

### 再 掲

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村行財政支援課) …………… 15
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村行財政支援課) …………… 15
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村行財政支援課) …………… 15

## 告 示

### 福岡県告示第420号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規定により、当該要措置区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定を解除する要措置区域  
宮若市沼口字都地原354番1、354番4、354番5、354番6、354番7及び354番8の各一部

宮若市沼口字都地265番2、265番3、266番8、266番10、272番2、354番9、354番10及び354番11の各一部

宮若市水原字天神ノ上1050番12、1050番17、1050番18、1064番1、1064番4、1064番5、1074番1及び1075番1の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の2の項の下欄に規定する土壤汚染の除去）

**福岡県告示第421号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

宮若市沼口字都地266番8の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の2の項の下欄に規定する土壤汚染の除去）

**福岡県告示第422号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	柳川市金納542番3先から柳川市矢加部682番先まで	8.5 ～ 41.5	1292.3
			後	柳川市金納542番3先から柳川市矢加部682番先まで	8.5 ～ 41.5	1292.3

**福岡県告示第423号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年6月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	柳川市矢加部493番1先から柳川市矢加部519番4先まで

**福岡県告示第424号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	久留米 城 島 線 大 川	前	大川市大字向島381番1先から 大川市大字向島424番8先まで	6.5 ～ 9.4	135.5
			後	大川市大字向島381番1先から 大川市大字向島424番8先まで	6.5 ～ 28.6	135.5

## 福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年7月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米 城 島 線 大 川	大川市大字向島381番1先から 大川市大字向島424番8先まで

## 福岡県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	節 丸 新田原 停車場	前	京都郡みやこ町綾野594番1先から 京都郡みやこ町下原546番先まで	3.2 ～ 19.5	828.1
			前	京都郡みやこ町綾野594番1先から 京都郡みやこ町下原546番先まで	11.1 ～ 65.6	908.3
			後	京都郡みやこ町綾野594番1先から 京都郡みやこ町下原546番先まで	3.2 ～ 15.0	828.1
			後	京都郡みやこ町綾野594番1先から 京都郡みやこ町下原546番先まで	11.1 ～ 56.0	908.3

## 福岡県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年6月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	節 丸 新田原 停車場	京都郡みやこ町綾野594番1先から 京都郡みやこ町下原546番先まで

## 福岡県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	豊 津 線 椎 田	前	京都郡みやこ町綾野792番1先から 京都郡みやこ町綾野942番1先まで	7.5 ～ 14.5	80.7
			後	京都郡みやこ町綾野792番1先から 京都郡みやこ町綾野942番1先まで	7.1 ～ 67.9	80.7

**福岡県告示第429号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年6月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	豊 津 線 椎 田	京都郡みやこ町綾野792番1先から 京都郡みやこ町綾野942番1先まで

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
X線回析システム（8備出6）

**2 競争入札参加者の資格**

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年7月14日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

X線回析システム（8備出6）

(2) 調達物品及び数量

X線回析システム 一式

(3) 履行期限

令和9年3月19日（金曜日）

(4) 履行場所

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年8月6日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A
05	11	諸機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和8年7月21日（火曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県工業技術センター機械電子研究所

〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目6-1

電話番号 093-691-0260

F A X 093-691-0252

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

- 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和8年6月23日(火曜日)から令和8年7月21日(火曜日)までの福岡県の休日  
を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日  
」という。)を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和8年8月6日(木曜日)11時00分
- (3) 提出方法  
持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期  
限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁総務部会議室(行政南棟地下1階)
- (2) 日時  
令和8年8月7日(金曜日)10時00分
- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4  
項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全て  
が立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場  
合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付  
又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上  
を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人  
等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書  
面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す  
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額  
とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人  
等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書  
面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加  
わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
X-ray diffraction system
- (2) Delivery period : By March 19, 2027
- (3) Delivery place : Mechanics & Electronics Research Institute, 3-6-1 norimatsu, yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan  
Tel 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender : 11:00 A. M, on August, 6 2026
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
相互運輸株式会社
- (2) 所在地  
北九州市小倉北区西港町124番地の6
- (3) 代表者  
代表取締役 磯部 房義

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日  
令和8年5月14日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

八女市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
川口 誠二	八女市国武464番地
甲斐田 泰	八女市矢原317番地1
稲貝 稔成	八女市宅間田484番地2
井上 隆興	八女市川犬51番地
大石 哲夫	八女市新庄1632番地2
溝口 喜之	八女市平409番地1
丸林 京市	八女市緒玉51番地
松崎 敏幸	八女市酒井田853番地
松尾 茂光	八女市柳瀬616番地
石橋 鏡詩	八女市立野58番地
松本 嘉彦	八女市鷓池781番地
大坪 隆治	八女市蒲原1405番地1

橋爪 徳雄	八女市吉田978番地
鬼木 正男	八女市本856番地1
中嶋 壽敏	八女市本2926番地2
青木 斌	八女市井延324番地1
高山 利文	八女市津江1157番地

2 退任監事

氏名	住所
中島 春弘	八女市吉田1830番地1
馬場 文人	八女市新庄1099番地1
牛島 義光	八女市津江275番地2

3 就任理事

氏名	住所
川口 誠二	八女市国武464番地
甲斐田 泰	八女市矢原317番地1
橋爪 徳雄	八女市吉田978番地
金納 秀昭	八女市新庄1752番地
牛島 俊則	八女市高塚377番地
椛 嘉昭	八女市新庄971番地1
山下 和徳	八女市平402番地
樋口 祐二	八女市酒井田726番地1
田中 義春	八女市柳瀬583番地2
城後 博樹	八女市鷓池39番地1
三角 利夫	八女市立野87番地1
大坪 隆治	八女市蒲原1405番地1

西村 次郎	八女市本412番地
國武 伸次	八女市本686番地
倉員 章八	八女市宅間田401番地 1
高山 利文	八女市津江1157番地
穴見 紀彦	八女市井延303番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
中嶋 壽敏	八女市本2926番地 2
近藤 光好	八女市川犬454番地 1
平嶋 智子	八女市北田形483番地

## 公告

大和町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
西田 浩	柳川市大和町皿垣開944番地
平川 洋照	柳川市大和町栄1123番地 1
高田 克彦	柳川市大和町徳益613番地
佐藤 哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地 2
三小田 由勝	柳川市大和町塩塚332番地 3
田中 満義	柳川市大和町明野779番地

齊藤 誠夫	柳川市大和町栄448番地
松藤 和文	柳川市大和町皿垣開2147番地
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西田 文博	柳川市大和町皿垣開1481番地
平川 義信	柳川市大和町鷹ノ尾172番地 1
米田 秀俊	柳川市大和町六合920番地
藤木 孝博	柳川市大和町六合474番地 2

## 2 退任監事

氏 名	住 所
田中 一喜	柳川市大和町六合771番地
石川 政則	柳川市大和町栄1499番地
津村 豊美	柳川市大和町中島1891番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
西田 浩	柳川市大和町皿垣開944番地
平川 洋照	柳川市大和町栄1123番地 1
高田 克彦	柳川市大和町徳益613番地
佐藤 哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地 2
三小田 由勝	柳川市大和町塩塚332番地 3
田中 満義	柳川市大和町明野779番地
齊藤 誠夫	柳川市大和町栄448番地
松藤 和文	柳川市大和町皿垣開2147番地
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地

小宮 隆法	柳川市大和町皿垣開1468番地
松藤 隆治	柳川市大和町中島266番地
米田 秀俊	柳川市大和町六合920番地
藤木 邦彦	柳川市大和町六合563番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
田中 一喜	柳川市大和町六合771番地
浦 久信	柳川市大和町栄1329番地
津村 豊美	柳川市大和町中島1891番地

## 公告

武島土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 就任理事

氏 名	住 所
尾形 博文	久留米市安武町武島3165番地

## 2 就任監事

氏 名	住 所
野口 輝昭	久留米市安武町武島2285番地 2
尾形 輝文	久留米市安武町武島3148番地

## 公告

住吉土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 就任理事

氏 名	住 所
合戸 国利	久留米市安武町住吉1521番地 1

## 公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
笠 良弘	久留米市小森野三丁目20番 6 - 1号
高田 峰男	久留米市小森野六丁目18番 2号
龍頭 守	久留米市小森野三丁目 9 番22号

## 2 退任監事

氏 名	住 所
笠 幸夫	久留米市小森野五丁目 7 番12号

## 3 就任理事

氏 名	住 所
笠 正明	久留米市小森野三丁目11番38号
高田 祐一	久留米市小森野六丁目17番22号

龍頭 守	久留米市小森野三丁目9番22号
------	-----------------

## 4 就任監事

氏 名	住 所
堤 孝章	久留米市小森野三丁目10番31号

## 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八ノ江地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和8年6月23日から 令和8年7月22日まで	久留米市役所

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
山川地区土地改良区	令和8年6月12日

## 公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業

務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
一般社団法人 緩幸舎	支援法人の住所	福岡市東区美和台新町 21番8号	福岡市東区奈多2-13 -10カーサリベルテ10 1号室	令和8年 5月14日
	支援業務を行う 事務所の所在地	福岡市東区美和台新町 21番8号	福岡市東区奈多2-13 -10カーサリベルテ10 1号室	令和8年 5月14日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市干潟字泉713番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市寺福童1005番地3 フランブルーⅡ-106号  
福永 達也

## 公告

宮若市山口土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 就任理事

氏名	住所
小方 良臣	宮若市山口1581番地

## 公告

柳川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 退任理事

氏名	住所
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地1
横山 隆美	柳川市佃町943番地
龍 繁樹	柳川市吉富町499番地18
堤 庫吉	柳川市下宮永町1039番地3
田中 徹郎	柳川市佃町1224番地1
古賀 英二	柳川市佃町1593番地1
竹下 俊文	柳川市下宮永町584番地2
平野 明	柳川市下宮永町885番地3
山田 正路	柳川市下宮永町904番地
山田 耕二	柳川市吉富町77番地
松本 直己	柳川市吉富町218番地1
山田 善治	柳川市矢留本町483番地3

### 2 退任監事

氏名	住所
江口 崇彦	柳川市佃町357番地1

古賀 英治	柳川市吉富町230番地
伊藤 一広	柳川市上宮永町559番地1

### 3 就任理事

氏名	住所
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地1
横山 隆美	柳川市佃町943番地
龍 繁樹	柳川市吉富町499番地18
田中 許志	柳川市佃町1136番地
古賀 英二	柳川市佃町1593番地1
竹下 俊文	柳川市下宮永町584番地2
堤 庫吉	柳川市下宮永町1039番地3
平野 明	柳川市下宮永町885番地3
平野 幸二	柳川市下宮永町880番地1
山田 耕二	柳川市吉富町77番地
浦川 剛	熊本県荒尾市万田28番地35
山田 善治	柳川市矢留本町483番地3

### 4 就任監事

伊藤 一広	柳川市上宮永町559番地1
江口 崇彦	柳川市佃町357番地1
田島 逸子	柳川市佃町917番地1

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第149号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習

」という。)を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公示する。

令和8年6月23日

福岡県公安委員会

### 1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
講 義	令和8年9月7日(月)及び 同 年9月8日(火)の2日間	午前9時00分 } 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター403 会議室
修了 考 査	令和8年9月14日(月)	午前9時00分 } 午後0時30分	

### 2 申込み受付期間

令和8年6月23日(火)から令和8年8月5日(水)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分までの間

### 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課放置違反金収納センター及び福岡県内の警察署(交番、駐在所等では受理しない。)

### 4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通  
上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能
- (2) 写真 1枚(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大)
- (3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

### 5 講習受講手数料

20,000円(申込み時に福岡県領収証紙により納付)

### 6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、受講者本人が

行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

- (2) 受講可能人員は30人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者宛に駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。
- (4) オンラインで申込み場合は、デジタル庁が運営するオンライン申請のポータルサイト「e-Gov(イーガブ)」を利用して申請すること。  
オンライン申請の場合でも、手数料については、前記3の申込み場所において納付すること。

### 7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
  - ア 18歳未満の者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - エ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。

(2) 講習の内容及び申込方法の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（駐車管理係）に問い合わせること。（電話092-641-4141内線5295）

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和8年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

83,884

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定

に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和8年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

624,270

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	25,599
北九州市小倉北区	49,648
北九州市小倉南区	56,590
北九州市若松区	21,535
北九州市八幡東区	17,336
北九州市八幡西区	67,688
北九州市戸畑区	15,347
福岡市東区	89,167

福岡市博多区	69,059
福岡市中央区	56,854
福岡市南区	73,631
福岡市城南区	35,493
福岡市早良区	60,992
福岡市西区	57,299
大牟田市	29,412
久留米市・うきは市	89,102
直方市	15,035
飯塚市・嘉穂郡	37,807
田川市	12,135
柳川市	17,090
八女市・八女郡	21,642
筑後市	13,320
大川市・三潞郡	12,405
行橋市	19,927
中間市	11,016
小郡市・三井郡	20,332
筑紫野市	29,308
春日市	30,444
大野城市	28,109
宗像市	26,686
太宰府市	19,750
古賀市	16,051
福津市	18,486

宮若市・鞍手郡	13,133
嘉麻市	9,517
朝倉市・朝倉郡	22,700
みやま市	9,585
糸島市	28,357
那珂川市	13,394
糟屋郡	62,714
遠賀郡	25,062
田川郡	19,489
京都郡	14,979
築上郡・豊前市	14,840